

住民の皆さんに知ってほしい 議会の役割と議員の仕事

議会はどのような役割なのか、議員はどんな仕事をしているのか、全2回に分けてお知らせします。

Q

まちのリーダーとして町長がいるのに、どうして議会が必要なのかな？



A

町長と町議会の役割は、法律で定められていて、まちの仕事を町長だけで決めることはできません。町長と議会が話し合って決める仕組みになっています。



山口議長

議会は地域の重要なことを決める機関です



▲議場の様子

町の仕事は、予算や条例に基づいて行われます。
町長は、予算案や条例案を提案しますが、これらを最終的にチェックし決定するのは議会です。
また、予算がきちんと使われているかチェックしたり、新しい政策・条例を提案したりするのも議会の役割です。



日本国憲法(第93条)に地方公共団体に議会を置くことが規定されています。

また、地方自治法(第89条)に、議会は地方公共団体の議決機関であること、議会は地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査その他の権限を行使すること、議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことが規定されています。

Q

「議会」って、議員はどんな活動をしているのかな？



A

限られた予算で住民の要望を全部かなえることはできないので、議会は住民のみなさんが理解できる決定ができるよう、次のような活動を行っています。



山口議長

委員会

効率的な議会運営を行うために設けられる会議です。

本会議で最終的な決定がされる前に、議案を詳しく調査したり、審査したりする役割を担っています。常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

全員協議会

議案の審査や議会の運営について、議員全員で協議や調整を行うための会議です。

そのほか、議会の行事などについての協議や調整を行うこともあります。

本会議

条例や予算などの議案を審議し、議決をする会議です。一般的に年4回程度計画される定例会と、必要に応じて招集される臨時会があります。

町長への一般質問も本会議で行います。



▲委員会



▲行政視察

議会報告会 ・懇談会

議会の活動内容や成果を住民のみなさんに報告したり、意見交換したりすることも一部の議会で行われています。

また、住民からモニターを選び、政策づくりにつなげる取組をしている議会もあります。

派遣

議案の審査や委員会の所管する事務の調査・視察などのために、議会の決定に基づいて議員を派遣する制度のことです。

公務として出席する研修、陳情等もこの派遣制度によって行われています。